

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日  
京都市条例第105号）（建設局道路部放置車両対策課）

京都市東寺駅自転車等駐車場を京都市南区西九条島町66番地の1に  
設置することとしました。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、定期駐車券の発行等の準備行為は、この条例の施行前においても  
行うことができることとしました。

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第105号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市二条駅南自転車駐車場の項の次に次の1項を加える。

京都市東寺駅自転車等駐車場	京都市南区西九条島町66番地の1
---------------	------------------

別表第2(1)の項中「京都市円町駅自転車等駐車場」の右に「京都市東寺駅自転車等駐車場」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 定期駐車券の発行その他京都市東寺駅自転車等駐車場を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(建設局道路部放置車両対策課)